

令和 8 年 3 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・ 議案第 3 1 号	大東市火災共済条例-----	4
・ 議案第 3 2 号	大東市災害弔慰金の支給等に関する条例-----	8
・ 議案第 3 3 号	大東市行政手続条例-----	1 2
・ 議案第 3 4 号	大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	
	(1) 令和 8 年 6 月 1 日施行分-----	1 6
	(2) 令和 9 年 4 月 1 日施行分-----	1 6
・ 議案第 3 5 号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例-----	2 0
・ 議案第 3 7 号	大東市附属機関条例-----	2 2
	(附則改正)	
	大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準を定める条例-----	2 4
・ 議案第 3 8 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例-----	2 6
・ 議案第 3 9 号	大東市介護保険条例-----	3 0
・ 議案第 4 0 号	大東市国民健康保険条例	
	(1) 公布の日施行分-----	4 0
	(2) 令和 8 年 4 月 1 日施行分-----	4 6
・ 議案第 4 1 号	大東市企業立地促進条例-----	8 0

議案第31号

大東市火災共済条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第4条 (略) (共済加入の申込)
第5条 (略)
2 <u>前項の会費は、1口500円とし、2口まで加入することができる。</u>
3 (略) (共済見舞金)
第6条 共済に加入した者(以下「会員」という。)が、火災等により対象建物に被害を受けた場合において、その <u>都度</u> その程度に応じ、別表に定める見舞金を支給する。
2 前項の場合において会員又は <u>会員と同一の世帯に属し、かつ、同居している親族その他の世帯員(以下「親族等」という。)</u> が、対象建物の被害により死亡したときは、 <u>別表に定める死亡弔慰金を支給する。</u>
3 <u>見舞金及び死亡弔慰金(以下「共済見舞金」という。)</u> の支給は、当該支給要件を満たした <u>都度</u> 、会員(会員が死亡したときはその者の遺族)に対しその者の請求に基づいて行うものとする。
4 (略)
第7条 ～ 第14条 (略)

主要改正点

- ・火災等の共済見舞金の支給額を変更したこと。
- ・2口まで加入できる要件を拡大したこと。

旧
第1条 ～ 第4条 (略) (共済加入の申込)
第5条 (略)
2 <u>第1項の会費は、1口500円とする。ただし、世帯主と同一の世帯に属し、かつ、同居している親族その他の世帯員(以下「親族等」という。)</u> がある世帯主は、 <u>2口まで加入することができる。</u>
3 <u>第1項の共済加入後、親族等を得た世帯主(前項ただし書の世帯主を除く。)</u> は、 <u>1口追加加入することができる。</u>
4 (略) (共済見舞金)
第6条 共済に加入した者(以下「会員」という。)が、火災等により対象建物に被害を受けた場合において、その <u>つど</u> その程度に応じ、別表に定める見舞金を支給する。
2 前項の場合において会員又は <u>親族等</u> が、対象建物の被害により死亡したときは、死亡弔慰金を支給する。
3 <u>前2項の場合において前条第2項及び第3項の規定による2口加入の会員が、加入後において親族等がいなくなつた場合は、そのいなくなつたときをもつて1口加入の会員とみなし見舞金及び死亡弔慰金(以下「共済見舞金」という。)</u> を支給する。
4 <u>共済見舞金の支給は、当該支給要件を満たしたつど、</u> 会員(会員が死亡したときはその者の遺族)に対しその者の請求に基づいて行うものとする。
5 (略)
第7条 ～ 第14条 (略)

新

別表（第6条関係）

共済見舞金の額

（単位 円）

見舞金	被害の程度	支給額（1口当り）
	全焼・全壊	<u>1,500,000</u>
	半焼・半壊	<u>1,000,000</u>
	部分焼・部分壊又は消火活動に伴う 水・破損	<u>500,000</u>
	その他	<u>40,000</u>
死亡弔慰金（死亡1人につき）		<u>700,000</u>

備考（略）

旧

別表（第6条関係）

共済見舞金の額

（単位 円）

見舞金	被害の程度	支給額（1口当り）
	全焼・全壊	<u>1,200,000</u>
	半焼・半壊	<u>600,000</u>
	部分焼・部分壊又は消火活動に伴う 水・破損	<u>250,000</u>
	その他	<u>30,000</u>
死亡弔慰金（死亡1人につき）		<u>600,000</u>

備考（略）

議案第32号

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

新
目次
第1章 ～ 第4章 (略)
<u>第5章 大東市災害弔慰金等支給審査会 (第16条)</u>
<u>第6章 雑則 (第17条)</u>
附則
第1条 ～ 第2条 (略)
(災害弔慰金の支給)
第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害 (<u>第4章を除き、以下「災害」という。</u>) により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。
第4条 ～ 第11条 (略)
(災害援護資金の貸付け)
第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
2 (略)
第13条 ～ 第15条 (略)
<u>第5章 大東市災害弔慰金等支給審査会</u>
<u>第16条 法第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項について調査審議するため、大東市災害弔慰金等支給審査会 (以下「審査会」という。) を置く。</u>
<u>2 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。ただし、災害の状況を勘案して市長が必要と認める場合は、5人を超えて委員を増員することができる。</u>
<u>3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

主要改正点

- ・大東市災害弔慰金等支給審査会を設置したこと。

旧
目次
第1章 ～ 第4章 (略)
<u>第5章 雑則 (第16条)</u>
附則
第1条 ～ 第2条 (略)
(災害弔慰金の支給)
第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害 (<u>以下この章及び次章において「災害」という。</u>) により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。
第4条 ～ 第11条 (略)
(災害援護資金の貸付け)
第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
2 (略)
第13条 ～ 第15条 (略)

新

第6章 (略)

第17条 (略)

旧

第5章 (略)

第16条 (略)

議案第33号

大東市行政手続条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第14条 (略) (聴聞の通知の方式)
第15条 (略)
2 (略)
3 行政庁は、不利益処分の手相手となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。
4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の手相手となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
(代理人)
第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。
2 ～ 4 (略)

主要改正点

- ・聴聞等の通知における公示送達について、インターネットの利用により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことができるようにしたこと。

旧
第1条 ～ 第14条 (略) (聴聞の通知の方式)
第15条 (略)
2 (略)
3 行政庁は、不利益処分の手相手となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合において、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></u>
(代理人)
第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。
2 ～ 4 (略)

新

第17条 ～ 第21条 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の相手方となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第23条 ～ 第28条 (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

旧

第17条 ～ 第21条 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の相手方となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

第23条 ～ 第28条 (略)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

議案第 34 号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新旧対照表

新														
<p><令和 8 年 6 月 1 日施行分></p> <p>第 1 条 ～ 第 23 条の 3 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 粗大ごみの処理手数料は、<u>次に掲げる方法により納付しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>証紙による方法</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>クレジットカードを使用する方法</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条第 5 項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引による方法</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第 25 条 ～ 第 33 条 (略)</p> <p><令和 9 年 4 月 1 日施行分></p> <p>本則 (略)</p> <p>別表（第 24 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 40%;">取扱区分</th> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 40%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ごみ</td> <td style="text-align: center;"><u>家庭系廃棄物</u> (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>事業系一般廃棄物は、従量制とする (汚物容器 45 リットル相当のもの</td> <td style="text-align: center;">週間 2 回 収集</td> <td style="text-align: center;">月額 <u>1,540 円</u></td> </tr> </tbody> </table>				種別	取扱区分	回数	手数料	ごみ	<u>家庭系廃棄物</u> (略)	(略)	(略)	事業系一般廃棄物は、従量制とする (汚物容器 45 リットル相当のもの	週間 2 回 収集	月額 <u>1,540 円</u>
種別	取扱区分	回数	手数料											
ごみ	<u>家庭系廃棄物</u> (略)	(略)	(略)											
	事業系一般廃棄物は、従量制とする (汚物容器 45 リットル相当のもの	週間 2 回 収集	月額 <u>1,540 円</u>											

主要改正点

- ・粗大ごみの処理手数料に係る納付方法に、クレジットカードを使用する方法及び第三者型前払式支払手段による取引等による方法を加えたこと。
- ・事業系一般廃棄物に係るごみの処理手数料の額を変更したこと。

旧														
<p>第 1 条 ～ 第 23 条の 3 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 粗大ごみの処理手数料は、<u>証紙による収入の方法により徴収する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第 25 条 ～ 第 33 条 (略)</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表（第 24 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 40%;">取扱区分</th> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 40%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ごみ</td> <td style="text-align: center;"><u>一般家庭</u> (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>多量に排出する業態者及び家庭は、</u> 従量制とする (汚物容器 45 リット</td> <td style="text-align: center;">週間 2 回 収集</td> <td style="text-align: center;">月額 <u>1,320 円</u></td> </tr> </tbody> </table>				種別	取扱区分	回数	手数料	ごみ	<u>一般家庭</u> (略)	(略)	(略)	<u>多量に排出する業態者及び家庭は、</u> 従量制とする (汚物容器 45 リット	週間 2 回 収集	月額 <u>1,320 円</u>
種別	取扱区分	回数	手数料											
ごみ	<u>一般家庭</u> (略)	(略)	(略)											
	<u>多量に排出する業態者及び家庭は、</u> 従量制とする (汚物容器 45 リット	週間 2 回 収集	月額 <u>1,320 円</u>											

新

	の)。1個につき	毎日収集	週間2回収集に準じて 市長がその <u>都度</u> 決定
	臨時に収集するもの		<u>事業系一般廃棄物における週間2回収集</u> に準じて市長がその <u>都度</u> 決定
備考	(略)		

旧

	ル相当のもの)。1個につき	毎日収集	週間2回収集に準じて 市長がその <u>つど</u> 決定
	臨時に収集するもの		<u>多量に排出するものに準じて</u> 市長がその <u>つど</u> 決定
備考	(略)		

議案第35号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第14条 (略)

(個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付申請)

第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に必要な事項を入力することにより、当該端末機より印鑑登録証明書の交付を申請し、これの交付を受けることができる。

第16条 ～ 第19条 (略)

主要改正点

- ・電気通信事業法が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧

第1条 ～ 第14条 (略)

(個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付申請)

第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に必要な事項を入力することにより、当該端末機より印鑑登録証明書の交付を申請し、これの交付を受けることができる。

第16条 ～ 第19条 (略)

議案第37号

大東市附属機関条例

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新			
(大東市附属機関条例)			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市子ども・子育て会議	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する事項、子ども・</u>	15人以内

主要改正点

- ・大東市児童福祉施設等設置審議会及び大東市児童福祉審議会の担任する事務を大東市子ども・子育て会議に集約したこと。

新旧対照表

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	<u>大東市児童福祉施設等設置審議会</u>	<u>児童福祉施設等の設置に関する事項についての審議及び地域型保育事業の認可等についての審査に関する事務</u>	<u>6人以内</u>
	<u>大東市児童福祉審議会</u>	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項から第3項までに規定する事項についての調査審議に関する事務</u>	<u>15人以内</u>
大東市子ども・子育て会議		<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる</u>	15人以内

新

子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づく大東市こども計画に関する事項その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務

（大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

第1条 ～ 第2条 （略）

（基準の向上）

第3条 市長は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）に規定する大東市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 （略）

第4条 ～ 第21条 （略）

旧

事務に関する事項、大東市次世代育成支援対策行動計画に関する事項その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務

第1条 ～ 第2条 （略）

（基準の向上）

第3条 市長は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）に規定する大東市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 （略）

第4条 ～ 第21条 （略）

議案第 38 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

新

大東市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援の利用者が負担する費用等（大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）に規定する大東市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 （略）

(利用者負担額等)

第3条 特定教育・保育施設（市立幼稚園を除く。以下この項において同じ。）、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援（市立保育所（大東市立保育所条例（昭和37年条例第3号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び市立認定こども園（大東市立認定こども園条例（令和3年条例第20号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において行われるものに限る。以下この項において同じ。）の利用者が負担する費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が規則で定める額
- (2) 特定乳児等通園支援 乳児等支援給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が規則で定める額

2 ～ 3 （略）

主要改正点

- ・市立保育所及び市立認定こども園で特定乳児等通園支援を実施する場合における利用者が負担する費用の額を定めたこと。

新旧対照表

旧

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用等（大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）に規定する大東市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 （略）

(利用者負担額等)

第3条 特定教育・保育施設（市立幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が規則で定める額とする。

2 ～ 3 （略）

新

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、教育・保育給付認定子ども又は乳児等支援給付認定子どもに対し、市立保育所又は市立認定こども園において教育若しくは保育又は乳児等通園支援を行ったときは、教育・保育給付認定保護者若しくは乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者から利用者負担額を徴収するものとする。

2 (略)

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、教育・保育給付認定保護者又は乳児等支援給付認定保護者及び特定教育・保育施設（市立保育所、市立認定こども園及び特定保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

第6条 (略)

旧

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、教育・保育給付認定子どもに対し、市立保育所（大東市立保育所条例（昭和37年条例第3号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）において保育を、市立認定こども園（大東市立認定こども園条例（令和3年条例第20号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において教育又は保育を行ったときは、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から利用者負担額を徴収するものとする。

2 (略)

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、教育・保育給付認定保護者及び特定教育・保育施設（市立保育所、市立認定こども園及び特定保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

第6条 (略)

議案第39号

大東市介護保険条例 新旧対照表

新
本則 (略)
附 則
第1条 ~ 第7条 (略)
<u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u>
<u>第8条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計</u>

主要改正点

- ・令和8年度に限り、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けたこと。

旧
本則 (略)
附 則
第1条 ~ 第7条 (略)

新

所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に

旧

新

限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦

旧

新

課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

旧

新

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

旧

大東市国民健康保険条例 新旧対照表

新
<p><公布の日施行分></p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の大東市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

主要改正点

- ・国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険料の賦課額に子ども・子育て支援納付金賦課額が追加されること等に伴い、条文中の文言を整理したこと。
- ・傷病手当金の支給についての規定が失効したことに伴い、当該規定を削除したこと。

旧
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日 <u>(附則第8項において「施行日」という。)</u> 前に前項の規定による廃止前の大東市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>4 <u>給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。附則第7項において同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、<u>その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>5 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、</u></p>

新

4 (略)

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定の特例)

5 令和5年度分の保険料における旧条例第17条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第4項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額の算定の特例)

6 令和5年度分の保険料における旧条例第18条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第4項」とする。

旧

5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(傷病手当金の支給に関する規定の失効)

8 附則第4項から前項までの規定は、施行日以後の規則で定める日(以下この項において「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、これらの規定による傷病手当金の支給を始める日が失効日以前である場合の当該支給については、これらの規定は、失効日後においても、なおその効力を有する。

9 (略)

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定の特例)

10 令和5年度分の保険料における旧条例第17条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額の算定の特例)

11 令和5年度分の保険料における旧条例第18条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。

新

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

7 令和5年度分の保険料における旧条例第19条の規定の適用については、同条第1号中「第15条第1項第3号ア」とあるのは「附則第4項第3号ア」と、同条第2号中「第15条第1項第3号イ」とあるのは「附則第4項第3号イ」と、同条第3号中「第15条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第4項第3号ウ」とする。

8 (略)

9 (略)

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

10 令和5年度分の保険料における旧条例第26条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第9項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の算定の特例)

11 令和5年度分の保険料における旧条例第27条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第9項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

12 令和5年度分の保険料における旧条例第28条の規定の適用については、同条第1号中「第24条第1項第3号ア」とあるのは「附則第9項第3号ア」と、同条第2号中「第24条第1項第3号イ」とあるのは「附則第9項第3号イ」と、同条第3号中「第24条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第9項第3号ウ」とする。

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

旧

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

12 令和5年度分の保険料における旧条例第19条の規定の適用については、同条第1号中「第15条第1項第3号ア」とあるのは「附則第9項第3号ア」と、同条第2号中「第15条第1項第3号イ」とあるのは「附則第9項第3号イ」と、同条第3号中「第15条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第9項第3号ウ」とする。

13 (略)

14 (略)

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

15 令和5年度分の保険料における旧条例第26条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の算定の特例)

16 令和5年度分の保険料における旧条例第27条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

17 令和5年度分の保険料における旧条例第28条の規定の適用については、同条第1号中「第24条第1項第3号ア」とあるのは「附則第14項第3号ア」と、同条第2号中「第24条第1項第3号イ」とあるのは「附則第14項第3号イ」と、同条第3号中「第24条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第14項第3号ウ」とする。

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

新

<令和8年4月1日施行分>

目次

- 第1章 ～ 第5章 (略)
- 第6章 保険料 (第10条—第48条)
- 第7章 雑則 (第49条)
- 第8章 罰則 (第50条—第53条)
- 附則

第1条 ～ 第10条 (略)

(保険料の賦課額)

第11条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者 (国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額 (同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額 (国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 (第35条、第37条及び第38条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金 (法附則第7条の規定により読み替えられた法第75

旧

目次

- 第1章 ～ 第5章 (略)
- 第6章 保険料 (第10条—第42条)
- 第7章 雑則 (第43条)
- 第8章 罰則 (第44条—第47条)
- 附則

第1条 ～ 第10条 (略)

(保険料の賦課額)

第11条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 介護納付金賦課被保険者 (国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額 (同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 (第30条、第32条及び第33条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金 (法附則第7条の規定により読み替えられた法第75

新

条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) (略)

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ～エ (略)

第13条 (略)

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び

旧

条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) (略)

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ～エ (略)

第13条 (略)

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び

新

山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第35条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第35条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の

旧

山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第30条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第30条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の

新

合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条 ～ 第16条 (略)

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第17条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第35条、第37条及び第38条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) (略)

第18条 ～ 第21条 (略)

(介護納付金賦課総額)

第22条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第35条及び第38条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) (略)

第23条 ～ 第26条 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

旧

合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条 ～ 第16条 (略)

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第17条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第30条、第32条及び第33条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

(2) (略)

第18条 ～ 第21条 (略)

(介護納付金賦課総額)

第22条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第30条及び第33条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) (略)

第23条 ～ 第26条 (略)

新

第27条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第35条、第37条、第38条及び第39条の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第39条に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第28条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第29条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基

旧

新

基礎控除後の総所得金額等を賦課標準額とし、これに次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第30条 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第31条 第28条の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第32条 (略)

第33条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数等の異動があった場合)

第34条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等（国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条の基礎賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第18条の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若

旧

第27条 (略)

第28条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数等の異動があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等（国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条の基礎賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第18条の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若

新

しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第23条の介護納付金賦課額、第28条の子ども・子育て支援納付金賦課額、次条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項各号に定める額、第37条第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の保険料率に10分の5を乗じて得た額、同条第2項第1号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第38条第1項各号（同条第3項から第5項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額又は第39条第1項に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の基礎賦課額、第18条の後期高齢者支援金等賦課額、第23条の介護納付金賦課額、第28条の子ども・子育て支援納付金賦課額、次条第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額、第37条第1項の保険料率に10分の5を乗じて得た額、同条第2項第1号に掲げる額、第38条第1項各号に掲げる額、同条第6項各号に掲げる額又は第39条第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

旧

しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第23条の介護納付金賦課額、次条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第32条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の保険料率に10分の5を乗じて得た額、同条第2項第1号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第33条第1項各号（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額又は同条第5項各号（同条第7項及び第8項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の基礎賦課額、第18条の後期高齢者支援金等賦課額、第23条の介護納付金賦課額、次条第1項各号に定める額、第32条第1項の保険料率に10分の5を乗じて得た額、同条第2項第1号に掲げる額、第33条第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までに掲げる者のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

新

第35条 (略)

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得

旧

第30条 (略)

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条

新

について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア ～ イ （略）

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

旧

第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア ～ イ （略）

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

新

ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

2～4 (略)

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第28条の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第31条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の

旧

ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

2～4 (略)

新

算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に
10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保
険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計
算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に
当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加え
た金額)に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険
者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保
険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)
現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を
乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号
に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分
の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じ
て得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子
育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数
を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に
10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保
険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計
算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に
当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加え

旧

新

た金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第30条第2項の規定は、前項各号ア及びイに掲げる額の決定について準用する。

（特例対象被保険者等に係る特例）

第36条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第19条、第24条及び第29条並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第34条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（第34条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって

旧

（特例対象被保険者等に係る特例）

第31条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第29条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（第29条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」」と、「については同法」とあるのは「については地方税法」と

新

計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついでに同法」とあるのは「ついでに地方税法」とする。

(未就学児の均等割額の減額)

第37条 (略)

2 当該年度において、第35条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第35条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号アに規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除した額

(2) (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第20条」と、前項中「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第30条」と、第2項中「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第5項各号」と読み替えるものとする。

5 市長は、第1項及び第2項(これらの規定を前2項において準用する場合を含む。)に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(出産被保険者の保険料の減額)

第38条 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下この条及び第48条において同じ。)がある場合(第6項に規定する場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条に規定する金額を超える

旧

する。

(未就学児の均等割額の減額)

第32条 (略)

2 当該年度において、第30条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第30条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除した額

(2) (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第20条」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項及び第2項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(出産被保険者の保険料の減額)

第33条 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下この条及び第42条において同じ。)がある場合(第5項に規定する場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条に規定する金額を超える

新

場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の3各号に掲げる場合には、出産の日。第48条第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(次号及び第6項各号において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 ～ 3 (略)

4 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下この条及び第48条」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第23条」と、「第16条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第28条」と、「第16条」とあるのは「第31条」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第35条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) (略)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第35条

旧

場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2各号に掲げる場合には、出産の日。第42条第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(次号及び第5項各号において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 ～ 3 (略)

4 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下この条及び第42条」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第23条」と、「第16条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第30条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) (略)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第30条

新

第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて同項各号アに規定する割合を乗じて得た額を控除した額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

7 (略)

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第18条」と、「第16条」とあるのは「第21条」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条第2項」と読み替えるものとする。

9 第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第23条」と、「第16条」とあるのは「第26条」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

10 第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第28条」と、「第16条」とあるのは「第31条」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第5項各号」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の均等割額の減額)

第39条 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額は、第30条の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第35条第5項、第37条第4項の規定により読み替えられた同条第1項及び同条第2項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定に

旧

第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて同項各号アに規定する割合を乗じて得た額を控除した額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第18条」と、「第16条」とあるのは「第21条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第20条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第23条」と、「第16条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

新

より読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第30条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 (略)

第44条 (略)

第45条 (略)

第46条 (略)

第47条 (略)

第48条 (略)

第7章 (略)

第49条 (略)

第8章 (略)

第50条 (略)

第51条 (略)

第52条 (略)

第53条 (略)

附 則

1 ～ 15 (略)

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

16 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項

旧

第34条 (略)

第35条 (略)

第36条 (略)

第37条 (略)

第38条 (略)

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第7章 (略)

第43条 (略)

第8章 (略)

第44条 (略)

第45条 (略)

第46条 (略)

第47条 (略)

附 則

1 ～ 15 (略)

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

16 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項

新

に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第35条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額（とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

（延滞金の割合の特例）

17 当分の間、第43条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

旧

に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第30条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額（とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

（延滞金の割合の特例）

17 当分の間、第37条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議案第41号

大東市企業立地促進条例 新旧対照表

新
第1条 (略) (定義)
第2条 (略)
(1) (略)
<u>(2) 事業所 本市内において事業者が自己の事業の用に直接供する建物（事業者が建物の一部を自己の事業の用に直接供する場合にあっては、その部分）をいう。</u>
<u>(3) 土地 事業者が自己の事業の用に直接供する土地をいう。</u>
(4) ～ (7) (略)
<u>(8) 企業の立地 土地の取得若しくは賃借をすること又は新設、増設若しくは建て替え若しくは事業所を賃借することをいう。</u>
<u>(9) 設備 企業の立地（土地の取得又は賃借を除く。）に伴い、新たに取得した事業者が自己の事業の用に直接供する償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。）であって、当該償却資産の取得に要した費用の合計額が20,000,000円以上のものをいう。</u>
(対象事業者)
第3条 (略)
(1) (略)
(2) 事業所で <u>延べ床面積100平方メートル以上の新設又は増設をした事業者</u>
(3) 建て替えをした後の <u>延べ床面積が100平方メートル以上の事業所を有する事業者</u>
(4) 新たに敷地面積100平方メートル以上（ <u>当該敷地内に次号に該当する事業者が賃借した事業所が存する場合は、当該事業所が存する部分を除く。</u> ）の土地を賃借した事業者
<u>(5) 新たに延べ床面積100平方メートル以上の事業所（建築面積100平方メートル</u>

主要改正点

- ・本市内に事業所を有しない事業者が市内で企業を立地することに伴い、新たに設備を取得した場合における奨励措置を追加したこと。

旧
第1条 (略) (定義)
第2条 (略)
(1) (略)
<u>(2) 事業所 本市内において事業者がその事業の用に供する建物をいう。</u>
<u>(3) 土地 事業の用に供する土地をいう。</u>
(4) ～ (7) (略)
(対象事業者)
第3条 (略)
(1) (略)
(2) 事業所で <u>床面積100平方メートル以上の新設又は増設をした事業者</u>
(3) 建て替えをした後の <u>床面積が100平方メートル以上の事業所を有する事業者</u>
(4) 新たに敷地面積100平方メートル以上の土地を <u>事業の用として賃借した事業者</u>

新

以上の建物に限る。）を賃借した事業者

(6) 本市内に事業所を有しない事業者のうち、第2号（増設をした事業者を除く。）又は前号に該当することとなったものであって、新たに設備を取得したもの（これらの号に該当することとなった日の属する月の前後3か月の期間内に新たに設備を取得したものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この条例の対象となる事業者としない。

(1) 前項第1号又は第4号に該当する事業者がこれらの号の対象となる土地を賃貸した場合

(2) 前項第2号、第3号又は第5号に該当する事業者がこれらの号の対象となる事業所を賃貸した場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認める場合

第4条 ～ 第8条 （略）

（補助金の額）

第9条 （略）

(1) （略）

(2) 新たに賃借した土地の面積及び新たに賃借した事業所の建築面積（建物の一部を賃借して事業所として使用する場合にあっては、当該建物の建築面積に当該賃借した部分の床面積を乗じて得た面積を当該建物の延べ床面積で除して得た面積）に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額に相当する額

ア ～ イ （略）

(3) （略）

(4) 設備に係る固定資産税の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額

2 （略）

（補助金の交付対象期間）

第10条 補助金の交付対象期間（以下「交付対象期間」という。）は、次の各号に定める

旧

第4条 ～ 第8条 （略）

（補助金の額）

第9条 （略）

(1) （略）

(2) 新たに賃借した土地の面積に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額に相当する額

ア ～ イ （略）

(3) （略）

2 （略）

（補助金の交付対象期間）

第10条 補助金の交付対象期間（以下「交付対象期間」という。）は、補助金の対象とな

新

ところによるものとする。

- (1) 補助金の対象となる土地及び事業所に係る固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して5年度の間とする。
- (2) 補助金の対象となる土地及び事業所の賃貸借に係る契約の期間の始期から最初に到来する1月1日が属する年度の翌年度から起算して5年度の間とする。
- (3) 補助金の対象となる設備に係る固定資産税が初めて課されることとなる年度から起算して3年度の間とする。

第11条 ～ 第16条 (略)

旧

る土地及び事業所に係る固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して5年度の間とする。

第11条 ～ 第16条 (略)

印刷物番号

7 - 6 6
